河川整備計画原案 (P11)

第2章 梯川流域等の概要

第1節 流域及び河川の概要

第6項 歴史・文化

第2章 梯川流域等の概要

第6項 歴史・文化

梯川の流域は、古くから人間の生活が営まれており、流域全体にわたって、縄文時代や弥生時代の遺跡が多く見られます。また、古代には丘陵地と平地の境目付近が加賀地方の中心であったため、能美市寺井町の「能美古墳群」(国史跡)や加賀三湖東部の丘陵に多く分布する古墳から、須恵器 (非常に硬く焼き締まった焼き物で、朝鮮半島からその製法が5世紀に伝えられた焼き物)から加賀古陶までの長い期間の窯跡が多く確認されています。また、加賀国府が存在したと思われる上流付近にも寺院跡などの遺跡が多く見られます。

古代から中世にかけて、梯川河口の安宅は海上交通の要地、能美町から中海町にかけては 加賀国府や那谷寺、白山中宮八院などの政治・宗教の中心地が存在しました。海岸沿いの交 通上の要地である安宅は港として、また梯川の内陸水運の接続点として重要な地であり、歌 舞伎の「勧進帳」やその原作である能の「安宅」でも良く知られる安宅の関跡が存在します。

寛永 16 年 (1639 年) に加賀藩三代藩主前田利常の隠居城を小松に構え、小松がこの地方の中心的位置を占めるようになったことから、梯川流域には小松城址、浅井畷古戦場といった前田家ゆかりの史跡が多く存在します。また、梯川沿川の小松天満宮は、明暦 3 年(1657年)、前田利常が小松城に隠居後、菅原道真を祀り、小松城鎮護の意味も含め、小松城の鬼門の地である現在の地に建立されたものであり、昭和 36 年に国の重要文化財に指定されてい

表 2.2 国・県指定文化財

市	名称	指定区分	分類
小松市	那谷寺 本堂(本殿附厨子、唐門、拝殿)	重要文化財	建造物
	那谷寺 三重塔	重要文化財	建造物
	那谷寺 護摩堂	重要文化財	建造物
	那谷寺 鐘楼	重要文化財	建造物
	那谷寺 書院及び庫裏	重要文化財	建造物
	那谷寺庫裏庭園	重要文化財	名勝
	おくのほそ道の風景地 那谷寺境内(奇石)	重要文化財	名勝
	萬曆五彩草花龍文瓶	県指定文化財	工芸品
	小松天満宮 本殿・石の間・幣殿及び拝殿	重要文化財	建造物
	小松天満宮 神門	重要文化財	建造物
	花鳥沈金硯箱 (1 合)	重要文化財	工芸品
	琴棋書画沈金文台 (1 脚)	重要文化財	工芸品
	小松天満宮連歌書	県指定文化財	典籍
	三彩金欄手龍文双耳瓶	県指定文化財	工芸品
	葭島神社本殿	県指定文化財	建造物
	絹本著色光明本尊	県指定文化財	絵画
	兜一頭、袖・臑当(各一双)【多太神社】	重要文化財	工芸品
	木造獅子頭	重要文化財	工芸品
	兀庵普寧墨蹟 (大慧宗杲答呂舎人法語)	重要文化財	書跡
	住生要集【聖徳寺】	重要文化財	書跡
	白山麓西谷の人生儀礼用具及び民家(人生儀礼用具)	重要文化財	有形民俗文化財
	白山麓西谷の人生儀礼用具及び民家(民家)	重要文化財	有形民俗文化財
	石川県矢田野エジリ古墳出土埴輪	重要文化財	考古資料
	石川県八日市地方遺跡出土品	重要文化財	考古資料
	安宅の関跡	県指定文化財	史跡
	浅井畷古戦場	県指定文化財	史跡
	八日市地方遺跡出土品	県指定文化財	考古資料
能美市	能美古墳群	記念物	史跡
	吉光の一里塚	県指定文化財	史跡

11

出典: 小松市の文化財一覧 (平成 27 年 5 月 1 日現在)、能美市ホームページ

河川整備計画案 (P11)

第2章 梯川流域等の概要

第1節 流域及び河川の概要

第6項 歴史 文化

第2章 梯川流域等の概要

第6項 歴史・文化

梯川の流域は、古くから人間の生活が営まれており、流域全体にわたって、縄文時代や弥生時代の遺跡が多く見られます。また、古代には丘陵地と平地の境目付近が加賀地方の中心であったため、能美市寺井町の「和田山・東寺山古墳峰」「能美古墳群」(国史跡)や加賀三湖東部の丘陵に多く分布する古墳から、須恵器(非常に硬く焼き締まった焼き物で、朝鮮半島からその製法が5世紀に伝えられた焼き物)から加賀古陶までの長い期間の窯跡が多く確認されています。また、加賀国府が存在したと思われる上流付近にも寺院跡などの遺跡が多く見られます。

古代から中世にかけて、梯川河口の安宅は海上交通の要地、能美町から中海町にかけては 加賀国府や那谷寺、白山中宮八院などの政治・宗教の中心地が存在しました。海岸沿いの交 通上の要地である安宅は港として、また梯川の内陸水運の接続点として重要な地であり、歌 舞伎の「勧進帳」やその原作である能の「安宅」でも良く知られる安宅の関跡が存在します。

寛永 16 年 (1639 年) に加賀藩三代藩主前田利常の隠居城を小松に構え、小松がこの地方の中心的位置を占めるようになったことから、梯川流域には小松城址、浅井畷古戦場といった前田家ゆかりの史跡が多く存在します。また、梯川沿川の小松天満宮は、明暦 3 年(1657年)、前田利常が小松城に隠居後、菅原道真を配り、小松城鎮護の意味も含め、小松城の鬼門の地である現在の地に建立されたものであり、昭和 36 年に国の重要文化財に指定されています。

表 2.2 国·県指定文化財

市	名称	指定区分	分類
小松市	那谷寺 本堂(本殿附厨子、唐門、拝殿)	重要文化財	建造物
	那谷寺 三重塔	重要文化財	建造物
	那谷寺 護摩堂	重要文化財	建造物
	那谷寺 鐘楼	重要文化財	建造物
	那谷寺 書院及び庫裏	重要文化財	建造物
	那谷寺庫裏庭園	重要文化財	名勝
	おくのほそ道の風景地 那谷寺境内(奇石)	重要文化財	名勝
	萬曆五彩草花龍文瓶	県指定文化財	工芸品
	小松天満宮 本殿・石の間・幣殿及び拝殿	重要文化財	建造物
	小松天満宮 神門	重要文化財	建造物
	花鳥沈金硯箱 (1合)	重要文化財	工芸品
	琴棋書画沈金文台(1脚)	重要文化財	工芸品
	小松天満宮連歌書	県指定文化財	典籍
	三彩金欄手龍文双耳瓶	県指定文化財	工芸品
	藤島神社本殿	県指定文化財	建造物
	絹本著色光明本草	県指定文化財	絵画
	兜一頭、袖・臑当(各一双)【多太神社】	重要文化財	工芸品
	木造獅子頭	重要文化財	工芸品
	兀庵昔寧墨蹟(大慧宗杲答呂舍人法語)	重要文化財	磁害
	住生要集【聖徳寺】	重要文化財	極書
	白山麓西谷の人生儀礼用具及び民家(人生儀礼用具)	重要文化財	有形民俗文化影
	白山麓西谷の人生儀礼用具及び民家(民家)	重要文化財	有形民俗文化影
	石川県矢田野エジリ古墳出土埴輪	重要文化財	考古資料
	石川県八日市地方遺跡出土品	重要文化財	考古資料
	安宅の関跡	県指定文化財	史跡
	浅井畷古戦場	県指定文化財	史跡
	八日市地方遺跡出土品	県指定文化財	考古資料
能美市	能美古墳群	記念物	史跡
	吉光の一里塚	県指定文化財	中跡

出典: 小松市の文化財一覧 (平成 27 年 5 月 1 日現在)、能美市ホームページ

河川整備計画原案(P12)

第2章 梯川流域等の概要

第1節 流域及び河川の概要

第6項 歴史・文化

第2章 梯川流域等の概要





谷寺本室

写真 2.3 梯川流域の主な文化財





浅井畷古戦場

安宅の関跡

写真 2.4 梯川流域の主な史跡

河川整備計画案 (P12)

第2章 梯川流域等の概要

第1節 流域及び河川の概要

第6項 歴史・文化

第2章 梯川流域等の概要





〜 写真 2.3 梯川流域の主な文化財





浅井畷古戦場

安宅の関跡

写真 2.4 梯川流域の主な史跡

12

河川整備計画原案 (P16)

第2章 梯川流域等の概要

第1節 流域及び河川の概要

第 10 項 産業

第2章 梯川流域等の概要

第10項 産業

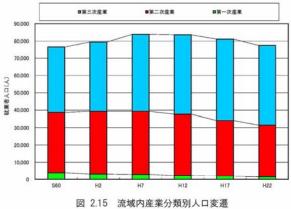
梯川流域の関係市の産業を就業者数で見ると第一次産業2.1%、第二次産業38.5%、第三次 産業59.4%と第二次産業への就業率が高く、工業都市としての特徴を示しています。表2.5、 図 2.15 に示す産業分類別人口の変遷より、全ての流域内市において第一次産業就業者数が 減少していることが分かります。また、第二次産業就業者数は平成7年までは増加傾向にあ りましたが、平成12年時点では伸びが鈍化し、平成17年時点では減少傾向に転じています。 一方で第三次産業の就業者数は増加傾向にあります。

表 2.5 流域内産業分類別人口変遷

										人												
市町村名		第一次產業							第二次產業							第三次產業						
		S60	H2	Н7	H12	H17	H22	\$60	H2	Н7	H12	H17	H22	S60	H2	Н7	H12	H17	H22			
小松市		2,549	2,031	1,902	1,500	1,449	1,143	23,792	24,463	24,687 24,141	21,920	20,088	28,184	29,765	32,660	32,667	33,519	32,214				
	旧根上町	319	252	266	189			4,055	4,270	4,235	4.084			3,082	3,213	3,580	4,089					
	旧寺井町	294	242	258	152			3,356	3,658	3,601	3,621	1		3,385	3,704	4,159	4,519					
能美市	旧辰口町	330	257	208	174			2,750	2,887	3,126	3,062			2,517	2,791	3,421	3,905					
	8†	943	751	732	515	479	484	10,161	10,815	10,962	10,767	10,241	9,732	8,984	9,708	11,160	12,513	13,579	13,79			
	自山市 越村地域)	431	406	343	185	-	-	851	782	689	588	-	-	715	748	753	773	-				
合計		3,923	3,188	2,977	2,200	1,928	1,627	34,804	36,060	36,338	35,496	32,161	29,820	37,883	40,221	44,573	45,953	47,098	46,01			
比率(%)		5.1	4.0	3.5	2.6	2.4	2.1	45.4	45.4	43.3	42.4	39.6	38.5	49.4	50.6	53.1	54.9	58.0	59.			

※データ年次は、市町村要覧において産業別分類人口を算出する際に基礎とした国勢調査の年次を示す ※H17、H22 については、白山市 (旧鳥越村地域) のデータがないため、小松市・能美市の合計

出典:全国市町村要覧



16

河川整備計画案 (P16)

第2章 梯川流域等の概要

第1節 流域及び河川の概要

第 10 項 産業

第2章 梯川流域等の概要

第10項 産業

梯川流域の関係市の産業を就業者数で見ると第一次産業2.1%、第二次産業38.5%、第三次 産業59.4%と第二次産業への就業率が高く、工業都市としての特徴を示しています。表 2.5、 図 2.15 に示す産業分類別人口の変遷より、全ての流域内市において第一次産業就業者数が 減少していることが分かります。また、第二次産業就業者数は平成7年までは増加傾向にあ りましたが、平成12年時点では伸びが鈍化し、平成17年時点では減少傾向に転じています。 一方で第三次産業の就業者数は増加傾向にあります。

表 2.5 流域内産業分類別人口変遷

										Y	П								
市町村名		町村名 第一次産業								第二日	欠産業		第三次產業						
		S60	H2	Н7	H12	H17	H22	S60	H2	H7	H12	H17	H22	S60	H2	Н7	H12	H17	H22
小松市		2,549	2,031	1,902	1,500	1,449	1,143	23,792	2 24,463	24,687	24,687 24,141	21,920	20,088	28,184	29,765	32,660	32,667	33,519	32,21
	旧根上町	319	252	266	189			4,055	4,270	4,235	4.084			3,082	3,213	3,580	4,089		
能美市	旧寺井町	294	242	258	152			3,356	3,658	3,601	3,621			3,385	3,704	4,159	4,519	1	
	旧辰口町	330	257	208	174			2,750	2,887	3,126	3,062			2,517	2,791	3,421	3,905	1	
	8†	943	751	732	515	479	484	10,161	10,815	10,962	10,767	10,241	9,732	8,984	9,708	11,160	12,513	13,579	13,79
白山市 (旧鳥越村地域)		431	406	343	185	-	-	851	782	689	588	-	-	715	748	753	773	-	
合計		3,923	3,188	2.977	2,200	1,928	1,627	34,804	36,060	36,338	35,496	32,161	29,820	37,883	40,221	44,573	45,953	47,098	46,01
比率(%)		5.1	4.0	3.5	2.6	2.4	2.1	45.4	45.4	43.3	42.4	39.6	38.5	49.4	50.6	53.1	54.9	58.0	59

※データ年次は、市町村要覧において産業別分類人口を算出する際に基礎とした国勢調査の年次を示す ※H17、H22 については、白山市 (旧鳥越村地域) のデータがないため、小松市・能美市の合計

出典:全国市町村要覧

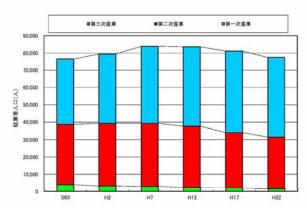


図 2.15 流域内産業分類別人口変遷

河川整備計画原案 (P17)

第2章 梯川流域等の概要

第1節 流域及び河川の概要

第 10 項 産業

第2章 梯川流域等の概要

特徴的な第二次産業として、小松市の従業者数の約 38%を占める生産用機械器具製造業、約 12%を占める電子部品・デバイス・電子回路製造業、約 10%を占める加賀絹、小松綸子、ちりめんなどの伝統的絹織物から発展した合成繊維を中心とした繊維工業などが挙げられます。また、特徴的な伝統産業として国指定伝統工芸である九谷焼があります。

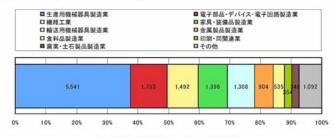


図 2.16 小松市の工業の従業者数 出典: 平成22年度小松市統計書

また、かつては郷谷川の上流に尾小屋鉱山があり、

銅を中心に鉛・亜鉛・金を生産していました。 梯川上流部は金・銅などの鉱物資源に富み、古くは 天和2年 (1682年) に支川郷谷川上流の尾小屋で採鉱 が始まった記録が残っています。明治13年 (1880年) に旧加賀藩家老横山隆平が尾小屋鉱山の採掘に参加 し、翌明治14年 (1881年) に横山隆平の単独経営に より、尾小屋鉱山が始動してから著しく発展し、大正8 年 (1919年) には尾小屋鉄道が鉱物の輸送を始め、昭 和2年 (1927年) には、尾小屋鉱山株式会社が設立さ れました。

昭和6年(1931年)からは、日本鉱業株式会社が経営を受け継ぎ、波佐羅、五国寺大谷、釜草、岩淵などの鉱山を合併吸収し、一時は従業員が1,000人を超える日本有数の鉱山として隆盛を極めましたが、昭和37年の貿易自由化で不採算となりました。その後も北陸鉱山株式会社が小規模に操業を続けましたが、昭和46年(1971年)に全山閉山となり、約300年の歴史に幕を下ろしました。また、昭和52年(1977年)には国鉄小松駅と尾小屋の間を結んでいた軽便鉄道の尾小屋鉄道も廃線となりました。

17



写真 2.5 尾小屋鉱山跡



図 2.17 梯川流域の採鉱箇所及び 土壌産米汚染判明箇所位置図

河川整備計画案 (P17)

第2章 梯川流域等の概要

第1節 流域及び河川の概要

第10項 産業

第2章 梯川流域等の概要

特徴的な第二次産業として、小松市の従業者数の約 38%を占める生産用機械器具製造業、約 12%を占める電子部品・デバイス・電子回路製造業、約 10%を占める加賀絹、小松綸子、ちりめんなどの伝統的絹織物から発展した合成繊維を中心とした繊維工業などが挙げられます。また、特徴的な伝統産業として国指定伝統工芸である九谷焼があります。



出典: 平成 22 年度小松市統計書

また、かつては仏大寺川の上流に遊泉寺銅山、郷谷 川の上流に尾小屋鉱山があり、銅を中心に鉛・亜鉛・ 金を生産していました。

梯川上流部は金・銅などの鉱物資源に富み、古くは 天和2年 (1682年) に支川郷谷川上流の尾小屋で採鉱 が始まった記録が残っています。

遊泉寺銅山は、徳川時代の安政元年(1772年)に開 坑され、のちの小松製作所(現コマツ)を起こした竹 内明太郎が明治35年(1902年)に本格的経営に乗り 出し、遊泉寺~小松間の専用鉄道の敷設、小型溶鉱炉真 吹法の採用など、近代的な経営によって業績を上げまし た。その後経済環境の変化から大正9年(1920年)に 閉山となりその役目を終えましたが、明太郎は鉱山機械 製造の「小松鉄工所」を経て、小松製作所を立ち上げま した。遊泉寺銅山は、小松市の鉄工機械工業発展の礎を 築きました。

一方、尾小屋鉱山は、明治13年(1880年)に旧加賀 藩家老横山隆平が尾小屋鉱山の採掘に参加し、翌明治 14年(1881年)に横山隆平の単独経営により、尾小屋 鉱山が始動してから著しく発展し、大正8年(1919年) には尾小屋鉄道が鉱物の輸送を始め、昭和2年(1927年)には、尾小屋鉱山株式会社が設立されました。

昭和6年 (1931年) からは、日本鉱業株式会社が経 図 2.17 梯川流域の採鉱箇所及び



写真 2.5 尾小屋鉱山跡



図 2.17 梯川流域の採鉱箇所及で 土壌産米汚染判明箇所位置図

河川整備計画原案 (P18)

第2章 梯川流域等の概要

第1節 流域及び河川の概要

第 10 項 産業

第2章 梯川流域等の概要

鉱毒問題については、明治 39 年 (1906 年) に五国寺の住民が大谷鉱山と鉱毒補償 契約を行っています。昭和43年(1968年) には御茶用水取水口から基準値 (0.01ppm) を超えるカドミウム濃度 0.011ppm が検出 され、昭和 45 年 (1970 年) には、金平・ 金野・花炭・五国寺・芷蓮寺五町の土壌・ 産米がカドミウムに汚染されていることが 判明し、大きな問題となりました。昭和47 年 (1972年)、48年 (1973年) も調査が進 められ、住民の健康への影響は確認されて いません。

石川県は昭和52年(1977年)から公害 図2.18 梯川流域農用地土壌汚染対策地域 防除特別土地改良事業により、約 460ha (深 さ 20cm) を対象に客土による汚染土壌の入 れ替え、水路整備等の対策をはじめ、昭和 63年 (1988年) に完了しています。その地 域は主に御茶用水と軽海用水のかんがい地 域で、梯川左岸の一帯であり、現在、梯川 全域河川水において環境基準値を下回り、 重金属類は確認されていません。

なお、汚染源である尾小屋鉱山の鉱害防 鉱業株式会社及び北陸鉱山株式会社等が、 操業中に利用した鉱山施設について、坑口、 ズリ堆積場、沈殿池等の耐圧密閉壁工、土 留め工、水路工、覆土工、植栽工等の鉱害 及び危害防止工事を実施しています。





図 2.19 尾小屋鉱山鉱害防止補助事業施行位置図 (堆積場、沈殿池)

河川整備計画案 (P18)

第2章 梯川流域等の概要

第1節 流域及び河川の概要

第 10 項 産業

第2章 梯川流域等の概要

営を受け継ぎ、遊佐龗、五国寺大谷、霊堂、岩淵などの鉱山を合併吸収し、一時は従業員が 1,000 人を超える日本有数の鉱山として隆盛を極めましたが、昭和37年の貿易自由化で不採 算となりました。その後も北陸鉱山株式会社が小規模に操業を続けましたが、昭和46年(1971 年) に全山閉山となり、約300年の歴史に幕を下ろしました。また、昭和52年 (1977年) には国鉄小松駅と尾小屋の間を結んでいた軽便鉄道の尾小屋鉄道も廃線となりました。

鉱毒問題については、明治 39 年 (1906 年) に五国寺の住民が大谷鉱山と鉱毒補償 契約を行っています。昭和43年(1968年) には御茶用水取水口から基準値 (0.01ppm) を超えるカドミウム濃度 0.011ppm が検出 され、昭和 45 年 (1970 年) には、金平・ 金野・笼钹・五国寺・ដ蓮等五町の土壌・ 産米がカドミウムに汚染されていることが 判明し、大きな問題となりました。昭和47 年 (1972年)、48年 (1973年) も調査が進 められ、住民の健康への影響は確認されて いません。

石川県は昭和 52 年 (1977 年) から公害 防除特別土地改良事業により、約 460ha (深 さ 20cm) を対象に客土による汚染土壌の入 れ替え、水路整備等の対策をはじめ、昭和 63年 (1988年) に完了しています。その地 域は主に御茶用水と軽海用水のかんがい地 域で、梯川左岸の一帯であり、現在、梯川 全域河川水において環境基準値を下回り、 重金属類は確認されていません。

なお、汚染源である尾小屋鉱山の鉱害防 2780 止対策は、昭和 47 年 (1972 年) から日本 鉱業株式会社及び北陸鉱山株式会社等が、 操業中に利用した鉱山施設について、坑口、 ズリ堆積場、沈殿池等の耐圧密閉壁工、土 留め工、水路工、覆土工、植栽工等の鉱害 及び危害防止工事を実施しています。



図 2.18 梯川流域農用地土壌汚染対策地域

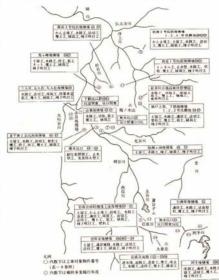


図 2.19 尾小屋鉱山鉱害防止補助事業施行位置図 (堆積場、沈殿池)

河川整備計画原案 (P52)

第3章 梯川の現状と課題

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

第5項 河川利用

第3章 梯川の現状と課題

第5項 河川利用

梯川流域では、散歩やスポーツなどを目的に年間約5万人が利用しています。(平成21年 度調査結果)

豊かな自然環境や景観、変化に富む流れは、市民にやすらぎを与える空間であるとともに、 川を利用した様々な活動の場としても利用されています。

また、流域住民らが、生活、歴史、文化、風土や自然環境について理解を深めようと交流が行われています。

今後は、さらに流域住民の梯川への関心を高めるため、関係機関や市民団体等と連携し、 イベントや環境学習を通じて情報発信を行う必要があります。

1. 河川空間の利用状況

梯川の利用状況としては、小松市の中心市街地を貫流することから散策が利用形態の80%と最も多く、次いで釣りが10%と市民に親しまれた利用が行われています。利用場所としては利用形態を反映して堤防(62%)、高水敷(19%)、水際(15%)が主体となっています。

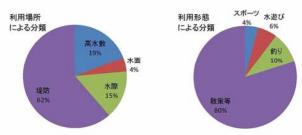


図 3.13 梯川の年間利用者割合(平成 21 年度河川空間利用実態調査)

2 レクリエーション・親水施設

梯川は、市街地の貴重なオープンスペースとして、散策や釣りなど市民の憩いの場として利用されており、本川の流れが緩やかであることから、レガッタやボート、カヌーなどの河川空間利用が盛んな河川となっています。





写真 3.16 市民レガッタの様子

写真 3.17 カヌーの練習状況

52

河川整備計画案 (P52)

第3章 梯川の現状と課題

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

第6項 河川利用

第3章 梯川の現状と課題

第5項 河川利用

梯川流域では、散歩やスポーツなどを目的に年間約5万人が利用しています。(平成21年 度調査結果)

豊かな自然環境や景観、変化に富む流れは、市民にやすらぎを与える空間であるとともに、 川を利用した様々な活動の場としても利用されています。

また、流域住民らが、生活、歴史、文化、風土や自然環境について理解を深めようと交流 が行われています。

今後は、さらに流域住民の梯川への関心を高めるため、関係機関や市民団体等と連携し、 イベントや環境学習を通じて情報発信を行う必要があります。

1. 河川空間の利用状況

梯川の利用状況としては、小松市の中心市街地を貫流することから散策が利用形態の80%と最も多く、次いで釣りが10%と市民に親しまれた利用が行われています。利用場所としては利用形態を反映して堤防(62%)、高水敷(19%)、水際(15%)が主体となっています。

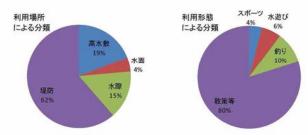


図 3.13 梯川の年間利用者割合(平成 21 年度河川空間利用実態調査)

2 レクリエーション・親水施調

梯川は、市街地の貴重なオープンスペースとして、散策や釣りなど市民の憩いの場として利用されており、本川の流れが緩やかであることから、レガッタやボート、カヌーなどの河川空間利用が盛んな河川となっています。





写真 3.17 レガッタの部活動練習風景

河川整備計画原案 (P53)

第3章 梯川の現状と課題

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

第6項 河川空間の適正な利用の推進

第3章 梯川の現状と課題

第6項 河川空間の適正な利用の推進

1. 不法行為の防止・解消

梯川では、一部の河川利用者による不法占用(土地、水面)やゴミの不法投棄があとを 絶たず、一般の河川利用者の利用の妨げや、水防活動の支障となる恐れがあります。

不法工作物、不法盛土、不法投棄、不法係留等の不法行為は、洪水の流下阻害となり、流出した場合には河川管理施設等の損傷や操作不能の原因となる恐れがあることから、河川巡視による監視体制の強化を行うとともに、関係機関と連携した取り組みを行う必要があります。

今後もきめ細やかな河川巡視を実施するとともに、河川美化の推進に向け、地域住民との連携を図っていく必要があります。



図 3.14 梯川ごみマップ







写真 3.19 不法係留状況

河川整備計画案 (P53)

第3章 梯川の現状と課題

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

第6項 河川空間の適正な利用の推進

第3章 梯川の現状と課題

第6項 河川空間の適正な利用の推進

1. 不法行為の防止・解消

梯川では、一部の河川利用者による不法占用(土地、水面)やゴミの不法投棄があとを 絶たず、一般の河川利用者の利用の妨げや、水防活動の支障となる恐れがあります。

不法工作物、不法盛土、不法投棄、不法保留等の不法行為は、洪水の流下阻害となり、 流出した場合には河川管理施設等の損傷や操作不能の原因となる恐れがあることから、河 川巡視による監視体制の強化を行うとともに、関係機関と連携した取り組みを行う必要が あります。

今後もきめ細やかな河川巡視を実施するとともに、河川美化の推進に向け、地域住民との連携を図っていく必要があります。



図 3.14 梯川ごみマップ





写真 3.18 ゴミの不法投棄状況

53

河川整備計画原案 (P54)

第3章 梯川の現状と課題

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

第6項 河川空間の適正な利用の推進

第3章 梯川の現状と課題

2. 地域と連携した河川管理

梯川では、地域住民等の団体が河川の清掃等を支援する活動が実施されており、河川に 関わる幅広い分野において地域住民が参加するきっかけとなっています。このような活動 は、川が「地域共有の公共財産」として成熟していくために必要なことから、今後より積 極的に取り組む必要があります。

一方で、高水敷などの河川区域に一般家庭ゴミから自転車等様々なものが不法投棄されています。これらのゴミの除去や日常的な河川の美化・清掃は、地域等の活動により支えられていますが、不法投棄されたゴミの処理には毎年多額の費用がかかっています。

河川区域内における不法行為に対して、今後ともきめ細やかな河川巡視を実施していく必要があるとともに、河川美化の推進や不法行為の解消に向けて地域と連携して取り組む必要があります。



写真 3.20 梯川の河川美化の事例

河川整備計画案 (P54)

第3章 梯川の現状と課題

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

第6項 河川空間の適正な利用の推進

第3章 梯川の現状と課題

2. 地域と連携した河川管理

梯川では、地域住民等の団体が河川の清掃等を支援する活動が実施されており、河川に 関わる幅広い分野において地域住民が参加するきっかけとなっています。このような活動 は、川が「地域共有の公共財産」として成熟していくために必要なことから、今後より積 極的に取り組む必要があります。

一方で、高水敷などの河川区域に一般家庭ゴミから自転車等様々なものが不法投棄されています。これらのゴミの除去や日常的な河川の美化・清掃は、地域等の活動により支えられていますが、不法投棄されたゴミの処理には毎年多額の費用がかかっています。

河川区域内における不法行為に対して、今後ともきめ細やかな河川巡視を実施していく 必要があるとともに、河川美化の推進や不法行為の解消に向けて地域と連携して取り組む 必要があります。





写真 3.19 梯川の河川美化の事例

54

河川整備計画原案 (P55)

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 河川整備の基本理念

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 河川整備の基本理念

梯川水系河川整備計画では、以下を基本理念とし、「川づくり」に取り組みます。

「たおやかに街を潤し緑映える梯川を守り、活かし、次世代に引き継ぐ川づくり」

〇貴重な生命・財産を守る安心・安全な川づくり

水系一貫となって洪水や渇水による災害防止、被害最小化を図り、沿川地域住民の貴重な生命・財産を守る、安全で安心できる川を目指します。

○梯川の豊かな自然や歴史・文化が実感できる川づくり

多くの魚類を育む自然豊かな河川環境と、霊峰白山の美しい山岳景観と調和した河川 景観を保全・継承するとともに、城下町の街並みや舟運等、梯川流域や沿川に形成され てきた歴史・文化が感じられる川づくりを目指します。

○地域の魅力や活力を引き出す川づくり

地域に住む一人一人が流域の一員であることを認識し、流域一体となった川づくりを 通して、地域の魅力や活力を引き出す川づくりを目指します。



写真 4.1 梯川を下流より望む

河川整備計画原案 (P55)

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 河川整備の基本理念

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 河川整備の基本理念

梯川水系河川整備計画では、以下を基本理念とし、「川づくり」に取り組みます。

「たおやかに街を潤し緑映える梯川を守り、活かし、次世代に引き継ぐ川づくり」

「たおやか」とは、「姿・形・動作がしなやかでやさしいさま」を意味し、細やかさと自然豊かな 梯川のイメージを表現しています。

〇貴重な生命・財産を守る安心・安全な川づくり

水系一貫となって洪水や渇水による災害防止、被害最小化を図り、沿川地域住民の貴重な生命・財産を守る、安全で安心できる川を目指します。

〇梯川の豊かな自然や歴史・文化が実感できる川づくり

多くの魚類を育む自然豊かな河川環境と、霊峰白山の美しい山岳景観と調和した河川 景観を保全・継承するとともに、城下町の街並みや舟運等、梯川流域や沿川に形成され てきた歴史・文化が感じられる川づくりを目指します。

〇地域の魅力や活力を引き出す川づくり

地域に住む一人一人が流域の一員であることを認識し、流域一体となった川づくりを 通して、地域の魅力や活力を引き出す川づくりを目指します。



写真 4.1 梯川を下流より望む

51

河川整備計画原案 (P56)

第4章河川整備計画の目標に関する事項

第2節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

第3項 地震・津波対策

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

第2節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

第1項 洪水対策(外水対策)

本整備計画では、過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を総合的に勘案し、梯川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水等による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標とします。

本整備計画に定める河川整備を実施することで、年超過確率 1/30 の規模の降雨 (戦後最大規模の洪水である昭和 34 年 8 月洪水と同程度の降雨量) によって発生する洪水に対して、家屋等の浸水被害の防止を図ることが可能となります。

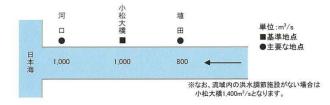


図 4.1 河道における整備目標流量図

第2項 内水対策

家屋等の浸水の発生など、内水氾濫による浸水被害が著しい地域においては、関係機関等 と連携して、適切な役割分担のもとで必要に応じた浸水対策を実施し、家屋等の浸水被害の 軽減を図ります。

第3項 地震・津波対策

地震対策については、堤防等の河川管理施設の耐震性能を照査したうえで、必要に応じた 耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生した場合においても、河川管理施設として必要な 機能を確保することとします。

津波対策については、海岸管理者である石川県が、施設計画上の津波の設定に向けた検討を実施していることから、この結果を踏まえて梯川における計画津波の水位を設定することとします。

第4項 減災・危機管理対策

計画規模を超える洪水が発生した場合や、整備途上において施設能力を超える洪水が発生した場合においても、施設の運用、構造、整備手順等の工夫、さらには的確な避難、円滑な応急活動など、ハードとソフトの組み合わせにより、できる限り被害の軽減が図られるよう努めます。

5*G*

河川整備計画原案(P56)

第4章河川整備計画の目標に関する事項

第2節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

第3項 地震・津波対策

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

第2節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

第1項 洪水対策(外水対策

本整備計画では、過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を総合的に勘案し、梯川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水等による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標とします。

本整備計画に定める河川整備を実施することで、年超過確率 1/30 の規模の降雨(戦後最大規模の洪水である昭和 34 年 8 月洪水と同程度の降雨量)によって発生する洪水に対して、家屋等の浸水被害の防止を図ることが可能となります。

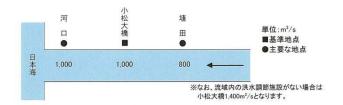


図 4.1 河道における整備目標流量図

第2項 内水対策

家屋等の浸水の発生など、内水氾濫による浸水被害が著しい地域においては、関係機関等と連携して、適切な役割分担のもとで必要に応じた浸水対策を実施し、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

第3項 地震·津波対策

地震対策については、堤防等の河川管理施設の耐震性能を照査したうえで、必要に応じた 耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生した場合においても、河川管理施設として必要な 機能を確保するエレレルます

津波対策については、海岸管理者である石川県によるが、施設計画上の津波の設定に向けた検討を実施していることから、この結果を踏まえて梯川における計画津波の水位を設定することとします。

第4項 減災・危機管理対策

計画規模を超える洪水が発生した場合や、整備途上において施設能力を超える洪水が発生した場合においても、施設の運用、構造、整備手順等の工夫、さらには的確な避難、円滑な応急活動など、ハードとソフトの組み合わせにより、できる限り被害の軽減が図られるよう努めます。

河川整備計画原案(P64)

第5章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置 される河川管理施設の機能の概要

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項

第5章 河川整備の実施に関する事項

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項

1. 多自然川づくりの推進

堤防や護岸の整備、河道掘削等の実施にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖 環境や、良好な河川景観に配慮し、河川水辺の国勢調査等のモニタリング結果や、学識者 等の意見を踏まえつつ、施工形状・方法を工夫するなどして実施します。

河道掘削においては、現状の河床形状をもとに、瀬・淵や水際部のエコトーン、自然河岸の環境が保全され、平水位と瀬・淵、比高の関係を維持可能となるよう、掘削形状を検討するとともに、河道掘削範囲の重要種の分布状況を詳細に把握したうえで、専門家の助言を得ながら、必要に応じて移植を行う等の環境保全対策を実施します。引堤による堤防整備に伴い新たに生み出される高水敷には、外来種等が移入しやすいことから、現状の表土をあらかじめ取り置いた上で、整備後に再設置することにより、在来種の導入を図り、整備前後での生態系の変化の抑制に努めます。

鋼矢板護岸の整備では、鋼矢板の上部を水面下の高さになるよう設置することにより、 緩傾斜の河岸を創出し、水際の湿地環境の形成を図ります。これにより、多様な生物の生 息場として利用される環境の形成を図ります。また、学識経験者などの意見を聞きながら、 必要な調査を行うとともに、その結果に合わせて順応的・段階的に対応していきます。



整備箇所



整備時の状況

写真 5.1 低水護岸部における多自然川づくり

河川整備計画原案 (P64)

第5章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置 される河川管理施設の機能の概要

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項

第5章 河川整備の実施に関する事項

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項

1. 多自然川づくりの推進

堤防や護岸の整備、河道掘削等の実施にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖 環境や、良好な河川景観に配慮し、河川水辺の国勢調査等のモニタリング結果や、学識経 験者等の意見を踏まえつつ、施工形状・方法を工夫するなどして実施します。

河道掘削においては、現状の河床形状をもとに、瀬・淵や水際部のエコトーン、自然河 岸の環境が保全され、平水位と瀬・淵、比高の関係を維持可能となるよう、掘削形状を検 討するとともに、河道掘削範囲の重要種の分布状況を詳細に把握したうえで、専門家の助 言を得ながら、必要に応じて移植を行う等の環境保全対策を実施します。引堤による堤防 整備に伴い新たに生み出される高水敷には、外来種等が移入しやすいことから、現状の表 土をあらかじめ取り置いた上で、整備後に再設置することにより、在来種の導入を図り、 整備前後での生態系の変化の抑制に努めます。

鋼矢板護岸の整備では、鋼矢板の上部を水面下の高さになるよう設置することにより、 緩傾斜の河岸を創出し、水際の湿地環境の形成を図ります。これにより、多様な生物の生 息場として利用される環境の形成を図ります。また、学識経験者などの意見を聞きながら、 必要な調査を行うとともに、その結果に合わせて順応的・段階的に対応していきます。



整備箇所 (2.0k付近:石田橋上流左岸)



整備時の状況

写真 5.1 低水護岸部における多自然川づくり

64

河川整備計画原案 (P66)

第5章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置 される河川管理施設の機能の概要

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項

第5章 河川整備の実施に関する事項

2. 工事による環境影響の軽減等

工事の実施に際しては、学識者などの助言・指導のもと、事前の環境調査に基づく保全措置を検討実施し、事後調査により保全措置の効果を把握し、工事の施工時期に配慮する等、 工事による動植物の生息、生育、繁殖環境への影響を軽減するよう努めます。

なお、工事実施箇所が遺跡分布図に含まれている場合は、必ず工事着手前に当該地方公共 団体に遺跡調査の必要性を確認し、調査が必要な場合には遺跡調査を実施した後、工事を実 施します。





写真 5.2 河川水辺の国勢調査

写真 5.3 工事後モニタリングの様子

3. 水域の連続性確保

アユ等の河川を遡上・降下する生物の生息、生育、繁殖環境の整備や保全とともに、上 下流への移動の障害となっている横断工作物等について、関係機関と調整を図り、魚道の 設置や機能改善・維持等を推進します。

4. 特定外来生物等の駆除・拡散防止

特定外来生物等の増大により、在来生物の捕食や、生息・生育・繁殖環境の破壊及び採 餌環境の競合など、従来の生態系が撹乱されています。また、水産資源を減少させ漁業に 被害を与えるなど、自然や人間の営みに対して影響を及ぼす可能性があります。

このような特定外来生物等の侵入を阻止し、拡散を防止するためには、上流から下流まで一体となって移植・再放流の禁止、駆除等の対策を講ずる必要があります。

このため、河川水辺の国勢調査等により特定外来生物等の生息・生育・繁殖実態の把握 に努め、水系全体に対する必要な情報について学識経験者や関係機関等と共有を図り、意 見交換を行い、必要に応じて対策等を検討します。また、関係機関と連携し、特定外来生 物等が及ぼす影響や抑止策について広報活動を行い、駆除・拡散防止に努めます。

5. 良好な景観の保全・再生・創出

堤防や護岸等の整備にあたっては、周辺の自然環境や流域の歴史・文化・風土に配慮し、 護岸の工法や、河川管理施設のデザインを選定することにより、周辺の景観と調和した整 備を実施します。

66

河川整備計画原案(P66)

第5章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置 される河川管理施設の機能の概要

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項

第5章 河川整備の実施に関する事項

2. 工事による環境影響の軽減等

工事の実施に際しては、学識経験者などの助言・指導のもと、事前の環境調査に基づく保 全措置を検討実施し、事後調査により保全措置の効果を把握し、工事の施工時期に配慮する 等、工事による動植物の生息、生育、繁殖環境への影響を軽減するよう努めます。

なお、工事実施箇所が遺跡分布図に含まれている場合は、必ず工事着手前に当該地方公共 団体に遺跡調査の必要性を確認し、調査が必要な場合には遺跡調査を実施した後、工事を実 施1.ます。





写真 5.2 河川水辺の国勢調査

写真 5.3 工事後モニタリングの様子

3. 水域の連続性確保

アユ等の河川を遡上・降下する生物の生息、生育、繁殖環境の整備や保全とともに、上 下流への移動の障害となっている横断工作物等について、関係機関と調整を図り、魚道の 設置や機能改善・維持等を推進します。

4. 特定外来生物等の駆除・拡散防止

特定外来生物等の増大により、在来生物の捕食や、生息・生育・繁殖環境の破壊及び採 傾環境の競合など、従来の生態系が撹乱されています。また、水産資源を減少させ漁業に 被害を与えるなど、自然や人間の営みに対して影響を及ぼす可能性があります。

このような特定外来生物等の侵入を阻止し、拡散を防止するためには、上流から下流まで一体となって移植・再放流の禁止、駆除等の対策を講ずる必要があります。

このため、河川水辺の国勢調査等により特定外来生物等の生息・生育・繁殖実態の把握 に努め、水系全体に対する必要な情報について学識経験者や関係機関等と共有を図り、意 見交換を行い、必要に応じて対策等を検討します。また、関係機関と連携し、特定外来生 物等が及ぼす影響や抑止策について広報活動を行い、駆除・拡散防止に努めます。

5. 良好な景観の保全・再生・創出

堤防や護岸等の整備にあたっては、周辺の自然環境や流域の歴史・文化・風土に配慮し、 護岸の工法や、河川管理施設のデザインを選定することにより、周辺の景観と調和した整 備を実施します。

河川整備計画原案 (P67)

第5章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置 される河川管理施設の機能の概要

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項

第5章 河川整備の実施に関する事項

河床掘削や樹木管理にあたっては、梯川の重要な環境要素を保全・代償することによって、環境への影響低減を図ります。また、必要に応じて学識者の指導を得ながら工事中の モニタリングや保全検討を行い、対策を実施していきます。







自然石風の護岸

・色・擬宝珠付き高欄の橋梁

図 5.5 景観と調和した河川整備(小松天満宮と調和した分水路整備)

6. ふれあいの場の整備

梯川の豊かな自然環境や地域の歴史・文化等を踏まえ、河川空間が、新たな交流の場、 環境学習の場、潤いとやすらぎの場、誰でも安心して河川に親しめる場として、地域の人々 に魅力あるものとなるように整備を行うとともに、レガッタ等の水面利用を含む河川利用 に向けた取り組みを推進します。

整備にあたっては、河川空間を誰もが利用できるように、坂路等はユニバーサルデザインを採用するなど配慮し、快適な利用の促進に向けた取組みを実施します。







市民レガッタの様子

口笛ウォークによる堤防上の利用 夏休み銀子つ

写真 5.4 梯川における河川利用

67

河川整備計画原案 (P67)

第5章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置 される河川管理施設の機能の概要

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項

第5章 河川整備の実施に関する事項

河床掘削や樹木管理にあたっては、梯川の重要な環境要素を保全・代償することによって、環境への影響低減を図ります。また、必要に応じて学識経験者の指導を得ながら工事中のモニタリングや保全検討を行い、対策を実施していきます。







自然石風の護岸

朱色・擬宝珠付き高欄の橋梁

図 5.5 景観と調和した河川整備(小松天満宮と調和した分水路整備)

6. ふれあいの場の整備

梯川の豊かな自然環境や地域の歴史・文化等を踏まえ、河川空間が、新たな交流の場、 環境学習の場、潤いとやすらぎの場、誰でも安心して河川に親しめる場として、地域の人々 に魅力あるものとなるように整備を行うとともに、レガッタ等の水面利用を含む河川利用 に向けた取り組みを推進します。

整備にあたっては、河川空間を誰もが利用できるように、坂路等はユニバーサルデザインを採用するなど配慮し、快適な利用の促進に向けた取組みを実施します。





夏休み観子つり教室



写真 5.4 梯川における河川利用

河川整備計画原案 (P70)

第5章 河川整備の実施に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

第5章 河川整備の実施に関する事項

また、堤防に設置された階段、坂路等の施設については、沿川地方公共団体と連携し、 利用者が安全・安心に使用できるよう努めます。





前川排水機場の排水ポンプ

樋管のゲート

写真 5.6 河川管理施設の点検状況

4. 許可工作物の維持管理

橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支 障が生じる恐れがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の 管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に 対し改築などの指導を引き続き行います。

また、洪水等の原因により、施設に重大な異常が発生した場合は、施設管理者に対し河 川管理者への情報連絡を行うよう引き続き指導します。

5. 河道の維持管理

上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、洪水や河川の整備等に伴う土砂動態の変化に起因した河道の変化に備え、定期横断測量や河床材料調査、河川水辺の国勢調査等の定期的な調査を行い、経年的な河床変動や土砂動態、樹林化の進行状況、河川管理施設の安定性等、河道状況の定量的な把握に取り組みます。また、調査によって得られた結果については分析を行ったうえで、河道の維持管理のための対策の検討を行い、対策の実施により安定した河道の維持に努めます。

そのうえで、土砂の堆積や河道内の樹木繁茂により流下能力不足が生じる場合は、動植物の生息・生育・繁殖環境等の自然環境や河川景観に配慮しながら、継続的に維持掘削を行い、安定した河道を維持します。

また、河道内樹木については、その治水機能や環境機能を十分に考慮しつつ、計画的かつ適切な樹木管理を行います。なお、樹木の伐採等の実施にあたっては、必要に応じて学識者等の意見を聞きながら、鳥類の営巣時期を除外した伐採の実施等、保全措置をとって動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

河川整備計画案 (P70)

第5章 河川整備の実施に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

第5章 河川整備の実施に関する事項

また、堤防に設置された階段、坂路等の施設については、沿川地方公共団体と連携し、 利用者が安全・安心に使用できるよう努めます。





前川排水機場の排水ポンプ

樋管のゲー

写真 5.6 河川管理施設の点検状況

4. 許可工作物の維持管理

橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支 障が生じる恐れがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の 管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に 対し改築などの指導を引き続き行います。

また、洪水等の原因により、施設に重大な異常が発生した場合は、施設管理者に対し河 川管理者への情報連絡を行うよう引き続き指導します。

5. 河道の維持管理

上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、洪水や河川の整備等に伴う土砂動態の変化に起因した河道の変化に備え、定期横断測量や河床材料調査、河川水辺の国勢調査等の定期的な調査を行い、経年的な河床変動や土砂動態、樹林化の進行状況、河川管理施設の安定性等、河道状況の定量的な把握に取り組みます。また、調査によって得られた結果については分析を行ったうえで、河道の維持管理のための対策の検討を行い、対策の実施により安定した河道の維持に努めます。

そのうえで、土砂の堆積や河道内の樹木繁茂により流下能力不足が生じる場合は、動植物の生息・生育・繁殖環境等の自然環境や河川景観に配慮しながら、継続的に維持掘削を行い、安定した河道を維持します。

また、河道内樹木については、別に定める樹木管理の考え方などに基づき、その治水機能や環境機能を十分に考慮しつつ、計画的かつ適切な樹木管理を行います。なお、樹木の伐採等の実施にあたっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聞きながら、鳥類の営巣時期を除外した伐採の実施等、保全措置をとって動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

70

河川整備計画原案 (P78)

第5章 河川整備の実施に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

第5章 河川整備の実施に関する事項

9. 不法係留船対策

下流部における不法係留船舶や不法係留施設は、 洪水時に流出することによる河川管理施設等の損傷 の原因や、河川工事における支障となるばかりでな く、河川の景観を損ねる等、河川管理上の支障とな っているため、不法係留船舶、不法係留する対策を 沿川地方公共団体、地域住民、水面利用者などと連 携して、秩序ある水面利用を図ります。



写真 5.14 不法係留の状況

10. 水質事故時の対応

水質事故による利水及び環境への被害を最小限 にとどめるため、関係機関と連携して迅速な情報伝 達や対応を行います。

また、水質事故が発生した場合を想定した訓練の 実施や、事故防止の広報活動を行います。



写真 5.15 オイルフェンス設置訓練状況 (前川排水機場内)

11. 地域と連携した河川管理の推進

川が「地域共有の公共財産」であるという認識のもと、愛護モニター制度、ボランティア・サポート・プログラムの活用や、流域自治体・市民団体等が地域住民と連携して行う河川清掃活動等への積極的な支援、河川の維持管理や河川調査への住民の参加を促進する

など、「住民参加の河川管理」を通して、 河川整備や維持管理の必要性などの認識 を深めていただくような取り組みを推進 します。

また、住民が参加しやすいような取り組 みの検討を行っていくとともに、持続可能 な仕組みづくりについて関係機関との調 整を進めていきます。



写真 5.16 地域住民による清掃活動 (梯大橋上流)

河川整備計画案 (P78)

第5章 河川整備の実施に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

第5章 河川整備の実施に関する事項

9. 不法係留船対策

下流部における

不法係留船舶や不法係留施設は、洪水時に流出することによる河川管理

施設等の損傷の原因や、河川工事における支障となるばかりでなく、河川の景観を損ねる

等、河川管理上の支障となります。 っているため、このため、新たな不法保留船舶、不法保留施設の設置する対策を等の発生を防止するため、河川巡視の強化を行うとともに、新たな行為が発生した場合には、不法行為者への指導を行う等、沿川地方公共団体、地域住民、水面利用者などと連携して、秩序ある水面利用を図ります。



写真 5.14 暫定係留施設供用前の不法係留の状況

10. 水質事故時の対応

水質事故による利水及び環境への被害を最小限 にとどめるため、関係機関と連携して迅速な情報伝 達や対応を行います。

また、水質事故が発生した場合を想定した訓練の 実施や、事故防止の広報活動を行います。



写真 5.15 オイルフェンス設置訓練状況(前川排水機場内)

11. 地域と連携した河川管理の推進

川が「地域共有の公共財産」であるという認識のもと、愛護モニター制度、ボランティア・サポート・プログラムの活用や、流域自治体・市民団体等が地域住民と連携して行う河川清掃活動等への積極的な支援、河川の維持管理や河川調査への住民の参加を促進する

など、「住民参加の河川管理」を通して、 河川整備や維持管理の必要性などの認識 を深めていただくような取り組みを推進 1 ます

また、住民が参加しやすいような取り組 みの検討を行っていくとともに、持続可能 な仕組みづくりについて関係機関との調 整を進めていきます。



写真 5.16 地域住民による清掃活動 (梯大橋上流)

78